

証券コード 6085
2019年6月7日

株主各位

東京都港区浜松町二丁目7番5号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 丸山雄平

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル5階
フクラシア東京ステーション

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的 事項

報告事項 第12期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
② 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asj-net.com/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調のなか、海外の地政学的リスクや通商問題等により企業業績は力強さを欠き、景気は不透明感の強い状況が続きました。

住宅業界におきましては、持家の着工については持ち直しの動きにはあるものの、消費税率引上げに伴う税率の特例措置への関心も低調となり、新設住宅着工戸数全体としてはおおむね横ばいの状況で推移いたしました。

このような状況のもと、スタジオネットワークビジネスにおいては、ホームページにおける顧客サービスサイトの機能と価値の向上を図り、ウェブユーザーへの需要喚起と新規アカデミー会員の獲得に努めました。しかしながら、スタジオの新規加盟契約の伸び悩み等による稼働スタジオ件数の減少により、定額ロイヤリティ売上、マーケティング売上及びその他売上が減収となりました。

一方、当社が顧客に直接プロデュースを行うビジネス（プロデュースビジネス）においては、建築家情報空間「ASJ TOKYO CELL」（東京・丸の内）を基軸として、著名建築家による作品展示会や各種セミナー等を実施し、イベント来場者や提携先等の紹介による富裕層を中心としたアカデミー会員へ積極的な支援を行い、顧客満足度の向上に注力いたしました。その結果、首都圏外にもビジネスが拡大するとともに、リゾート開発案件等の新規受注にもつながり増収を達成いたしました。

また、「ASJ TOKYO CELL」、「ASJ UMEDA CELL」（大阪市）及び「ASJ YOKOHAMA CELL」（横浜市）とのシナジーの創出、ブランド資本の強化施策等を引き続き進めるとともに、ASJ建築家ネットワーク事業の差別化戦略を推進いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,253,252千円（前事業年度比2.6%減）となりましたが、販売費及び一般管理費の最適化による経費削減などにより、当事業年度の営業利益は34,422千円（前事業年度営業損失96,960千円）、経常利益は31,573千円（前事業年度経常損失78,686千円）、当期純利益は30,109千円（前事業年度当期純損失246,175千円）と、黒字転換を図ることができました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、27,345千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、社内業務効率化のためのシステム開発及びA S J建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウェアの開発等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第9期 2016年3月期	第10期 2017年3月期	第11期 2018年3月期	第12期 2019年3月期 (当事業年度)
売上高(千円)	1,279,711	1,378,186	1,286,678	1,253,252
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△90,434	△70,049	△78,686	31,573
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△121,108	△259,651	△246,175	30,109
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△76.64	△162.69	△153.10	18.68
総資産(千円)	1,600,935	1,369,869	1,164,170	1,209,039
純資産(千円)	1,303,851	1,044,133	827,873	857,858
1株当たり純資産額(円)	816.95	654.24	512.73	532.46

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

A S J 建築家ネットワーク事業の担い手たる登録建築家数は増加しているものの、加盟スタジオ件数は、新規加盟の伸び悩み等により低迷状況が続いております。

当社は以下の諸施策を通して、A S J 建築家ネットワーク事業の優位性を訴求し、企業価値の向上を図ってまいります所存であります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、新規スタジオ加盟契約を促進し稼働スタジオ件数の増加を図るとともに、プランニングコースの利用価値を高め、イベントキャンペーンとのシナジー創出により、加盟建設会社と一層の関係強化を通して業績の回復に努めます。また、住宅設備等の事業会社との業務提携により、提携サービスの強化を図り、収益寄与度の向上を目指します。

プロデュースビジネスにおいては、引き続き富裕層を中心としたアカデミー会員へ直接的な支援を行い、首都圏外にもビジネスを拡大し、認知度及びサービスレベルの向上を図ることにより、A S J 建築家ネットワークを活用することのメリットを確立してまいります。また、新形態の展示場「ASJ Yokohama Satellite」を横浜ランドマークプラザに新設し、新たな顧客層の開拓を通して登録建築家の活動範囲をさらに広げ、一層の収益の拡大に注力してまいります。

当社の使命は、A S J 建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとって参画することの価値が高まることであります。A S J 建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設設計画のある方が、最寄りのA S J のスタジオを利用するには当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をA S J 建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所（2019年3月31日現在）

本 店	東京都港区浜松町二丁目7番5号
支 店	大阪支店（大阪市北区）
営 業 所	沖縄営業所（沖縄県那覇市）
展 示 場	東京展示場（東京都千代田区） 横浜展示場（横浜市西区） 梅田展示場（大阪市北区）

(8) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	1名減	47.8歳	8.1年

（注） 上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,800,000株

(2) 発行済株式の総数 1,614,750株

(3) 株主数 310名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
丸山 雄平	458,500株	28.5%
溝江 昭男	387,900株	24.1%
中谷 宅雄	147,600株	9.2%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	4.9%
溝江 弘	67,800株	4.2%
溝江 将光	40,300株	2.5%
高橋 恒夫	40,000株	2.5%
A S J 従業員持株会	33,500株	2.1%
MSIP CLIENT SECURITIES	24,600株	1.5%
エムスリー株式会社	20,000株	1.2%

(注)持株比率は、自己株式(3,625株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸山雄平	—
常勤取締役	高橋恒夫	スタジオネットワーク事業本部・技術開発本部所管 スタジオネットワーク事業本部長
取締役	井上博明	プロデュース事業本部所管
取締役	川村健一	広島経済大学 教授 特定非営利活動法人サステイナブル・コミュニティ 研究所 代表理事・所長 株式会社 西京銀行 社外取締役
常勤監査役	和泉利治	—
監査役	山下和広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監査役	津田和義	株式会社ブレイントラスト 代表取締役 津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役

- (注) 1. 川村健一氏は、社外取締役であります。
 2. 和泉利治氏、山下和広氏及び津田和義氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役川村健一氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役山下和広氏及び津田和義氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

6. 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日
取締役	長尾康三	管理本部・事業開発本部所管	2018年6月30日

なお、取締役長尾康三氏は、辞任による退任であります。

7. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
高橋恒夫	常務取締役 スタジオネットワーク事業本部・技術開発本部所管	常務取締役 スタジオネットワーク事業本部・技術開発本部所管 スタジオネットワーク事業本部長	2019年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	45,310千円 (2,040千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,240千円 (12,240千円)
合計	8名 (4名)	57,550千円 (14,280千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式付与による報酬額として、取締役2名6,250千円（社外取締役を除く。）が含まれております。
 3. 取締役の報酬等の総額には、2018年6月30日をもって退任しました取締役1名が含まれております。
 4. 2008年6月23日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。また、別枠で2017年6月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。
 5. 2011年6月27日開催の第4期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役	川村 健一	広島経済大学、特定非営利活動法人サステイナブル・コミュニティ研究所及び株式会社西京銀行と当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	山下 和広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	津田 和義	株式会社ブレイントラスト、津田和義公認会計士・税理士事務所、ヒロセ通商株式会社及びシルバーエッジ・テクノロジー株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	川村 健一	当事業年度開催の取締役会(15回)にはすべてに出席し、大学教授としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
常勤社外監査役	和泉 利治	当事業年度開催の取締役会(15回)及び監査役会(13回)には、いずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山下 和広	当事業年度開催の取締役会(15回)及び監査役会(13回)には、いずれもすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	津田 和義	当事業年度開催の取締役会(15回)及び監査役会(13回)には、いずれもすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
- ② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。
- ④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
- ⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
- ⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。
- ⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
- ⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会において各取締役の職務分担を決定し、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。
- ② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。
- ② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
- ② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
- ③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて隨時協議を行います。
- ② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(4) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	1,007,644	流 動 負 債	351,180
現 金 及 び 預 金	439,829	買 掛 金	18,023
売 掛 金	371,632	未 払 金	212,959
商 品	2,087	未 払 費 用	59,073
前 払 費 用	21,880	未 払 法 人 税 等	7,430
従業員に対する短期貸付金	5,496	前 受 金	2,457
立 替 金	43,445	預 金	26,931
未 収 入 金	146,211	賞 与 引 当 金	3,711
そ の 他	428	工事完成保証損失引当金	4,792
貸 倒 引 当 金	△23,367	そ の 他	15,800
固 定 資 產	201,395		
有形固定資産	4,192	負 債 合 計	351,180
工具、器具及び備品	683	(純 資 產 の 部)	
建 設 仮 勘 定	3,509	株 主 資 本	857,858
無形固定資産	22,460	資 本 金	427,755
ソ フ ト ウ ェ ア	16,715	資 本 剰 余 金	426,685
ソ フ ト ウ ェ ア 仮勘定	5,744	資 本 準 備 金	426,685
投資その他の資産	174,742	利 益 剰 余 金	3,693
投 資 有 価 証 券	10,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,693
従業員に対する長期貸付金	15,978	繰 越 利 益 剰 余 金	3,693
長 期 前 払 費 用	35,688	自 己 株 式	△274
差 入 保 証 金	113,075	純 資 產 合 計	857,858
資 產 合 計	1,209,039	負 債 純 資 產 合 計	1,209,039

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,253,252
売 上 原 価	175,775
売 上 総 利 益	1,077,477
販売費及び一般管理費	1,043,054
営 業 利 益	34,422
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	288
保 険 返 戻 金	2,278
そ の 他	0
	2,567
営 業 外 費 用	
前 払 費 用 一 時 償 却 額	5,416
	5,416
經 常 利 益	31,573
税 引 前 当 期 純 利 益	31,573
法人税、住民税及び事業税	1,464
当 期 純 利 益	30,109

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本							純 資 產 合 計	
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	資 本 金	資 備 金	資 本 剰 余 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
2018年4月1日残高	427,755	426,685	426,685	△26,415	△26,415	△151	827,873	827,873	
当期変動額									
当期純利益				30,109	30,109		30,109	30,109	
自己株式の取得						△123	△123	△123	
当期変動額合計	—	—	—	30,109	30,109	△123	29,985	29,985	
2019年3月31日残高	427,755	426,685	426,685	3,693	3,693	△274	857,858	857,858	

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
によっております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

工事完成保証損失引当金 ……完成保証による費用又は損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については、当該見積額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 ……税抜処理によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 79,787千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,614,750	—	—	1,614,750

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	104	3,521	—	3,625

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式にかかる自己株式の無償取得 3,450株

単元未満株式の買取りによる増加 71株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,827千円
貸倒引当金	7,156千円
賞与引当金	1,731千円
工事完成保証損失引当金	1,467千円
減価償却超過額	81,478千円
差入保証金	5,984千円
繰越欠損金	80,414千円
株式報酬費用	4,253千円
その他	9,194千円
繰延税金資産小計	193,508千円
評価性引当額	△193,508千円
繰延税金資産合計	-千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	439,829	439,829	—
(2) 売掛金	371,632		
貸倒引当金 (※1)	△16,152		
	355,479	355,479	—
(3) 未収入金	146,211		
貸倒引当金 (※2)	△5,495		
	140,716	140,716	—
(4) 差入保証金	111,330	71,732	△39,597
資産計	1,047,354	1,007,757	△39,597
(1) 未払金	212,959	212,959	—
負債計	212,959	212,959	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(※1)	10,000
差入保証金(※2)	1,744

(※1) 投資有価証券(非上場株式)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4)差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	439,829	—	—	—
売掛金	371,632	—	—	—
未収入金	146,211	—	—	—
合計	957,672	—	—	—

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 532円46銭
(2) 1株当たり当期純利益 18円68銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 余 野 憲 司 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 和 泉 利 治 ㊞
社 外 監 査 役 山 下 和 広 ㊞
社 外 監 査 役 津 田 和 義 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役高橋恒夫氏及び井上博明氏はこれを機に退任いたします。

つきましては、経営陣の強化を図るため、新任取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まるやま ゆうへい 丸山 雄平 (1956年8月15日生)	1981年4月 三谷商事株式会社 入社 1996年10月 株式会社夢建人 設立 代表取締役 2004年4月 旧アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年1月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更)取締役 2007年9月 同社 代表取締役 2007年11月 当社 代表取締役社長（現任）	458,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	かわむら けんいち 川村 健一 (1949年2月16日生)	<p>1973年4月 フジタ工業株式会社（現：株式会社フジタ）入社</p> <p>1990年4月 米国Fujita Research Inc. 社長</p> <p>2000年4月 株式会社フジタ 環境創造事業本部副事業本部長兼エンジニアリング事業部長</p> <p>2003年10月 特定非営利活動法人サステイナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長（現任）</p> <p>2004年4月 旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年1月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更)取締役</p> <p>2005年4月 広島経済大学 経済学部教授</p> <p>2007年11月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社西京銀行 社外取締役（現任）</p> <p>2019年4月 広島経済大学 経済学部 名誉教授 (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社西京銀行 社外取締役</p> <p>特定非営利活動法人サステイナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長</p>	10,000株
3	※ やまぐち ゆうじ 山口 裕司 (1959年3月1日生)	<p>1982年4月 大和工商リース株式会社（現：大和リース株式会社）入社</p> <p>1991年7月 株式会社ダイナウェア 入社</p> <p>2004年4月 旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年1月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更)管理部長</p> <p>2007年11月 当社 入社 管理部長</p> <p>2012年4月 当社 執行役員 管理本部 管理部長</p> <p>2015年6月 当社 執行役員 管理本部長兼管理部長（現任）</p>	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	※ あかほり ひろゆき 赤堀 広幸 (1969年2月10日生)	1991年4月 マッキンゼー&カンパニー東京支社 入社 2000年9月 株式会社ネオテニー 入社 2003年10月 株式会社カスケード 設立 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社カスケード 代表取締役	一株
5	※ いしづか りょうへい 石塚 亮平 (1980年7月19日生)	2004年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2017年5月 石塚亮平公認会計士事務所 設立 代表 (現任) 2018年10月 株式会社トラステッドパートナーズ 設立 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 石塚亮平公認会計士事務所 代表 株式会社トラステッドパートナーズ 代表取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 川村健一氏、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、川村健一氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております、また、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏との間で、同契約を締結する予定であります。
 4. 社外取締役候補者の選任理由
 　川村健一氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって11年7か月となります。同氏は、大学教授としての専門的知見と企業経営に関与された豊富な経験等をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 　赤堀広幸氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 　石塚亮平氏は、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 5. 当社は、川村健一氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 6. ※は新任の取締役候補者であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 津田和義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、志村誠一郎氏は津田和義氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※ しむらせいいちらう 志村 誠一郎 (1949年10月16日生)	<p>1972年4月 石川島播磨重工業株式会社（現：株式会社 IHI I）入社</p> <p>1989年3月 日本エンタープライズディベロップメント株式会 社 入社</p> <p>2005年6月 安田企業投資株式会社 常務取締役投資本部長</p> <p>2008年2月 ネオステラ・キャピタル株式会社 常務執行役員</p> <p>2010年7月 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役</p> <p>2014年2月 日本アジア投資株式会社 入社 投資グループ部長</p> <p>2016年6月 日本アジア投資株式会社 取締役 投資グループ部 管掌</p> <p>2017年8月 Japan Asia Investment (China) Co., Ltd. 董事長</p> <p>2018年6月 mtes Neural Networks 株式会社 監査役（現任）</p> <p>2018年7月 東京電力ベンチャーズ株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年10月 きらぼしキャピタル株式会社 顧問（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>東京電力ベンチャーズ株式会社 社外取締役</p> <p>mtes Neural Networks 株式会社 監査役</p> <p>きらぼしキャピタル株式会社 顧問</p>	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 志村誠一郎氏は社外監査役候補者であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結する予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
志村誠一郎氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、監査体制強化や監視機能の観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. ※は新任の監査役候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所： 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル5階
フクラシア東京ステーション



[交通機関] J R線「東京駅」日本橋口
地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」
地下鉄丸ノ内線「東京駅」

※地下鉄をご利用の場合はB 6 出入口よりお願いいたします。

[お願い] 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。